

答 申 第 3 2 号

令和 2 年 5 月 19 日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会

会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第 41 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

令和元年 9 月 20 日付け H31 教学相第 417 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 40 号

「δ 主幹教諭が、『不適切な指導及び言動』を行ったことに係る顛末書 (記録)」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 32 号
(諮問第 40 号)**1 審議会の結論**

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、未成年者である請求人の子の法定代理人として、「 δ 主幹教諭が、『不適切な指導及び言動』を行ったことに係る顛末書（記録）」（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 30 年 12 月 10 日付けで個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

実施機関は、対象個人情報について記載した公文書は作成しておらず、不存在であると主張しているが、そのような主張は次の理由により失当であって、実施機関は請求人の子への不適切な指導及び言動を行った δ 教諭に対する事情聴取等を行っているはずであり、その記録を残していると考えることが社会通念上、常識的にみても妥当である。

- (1) 請求人の子は、仙台市立〇〇中学校に通学していたが、学校の配慮に欠ける対応等により 2 年生の時には欠席が多くなっていた。平成〇年〇月、3 年生に進級した始業式の日によつての思いで登校したのにもかかわらず、個別学習室での δ 主幹教諭の暴言により精神的苦痛を受け、再び長期の不登校となってしまった。 δ 教諭の不適切な言動については当時の教育委員会教育相談課内でも問題になり、校長が呼び出されて事情聴取も行われたと聞いているため、事情聴取結果等の何らかの記録が存在するはずである。
- (2) 実施機関は、平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書（開示資料番号 6）により「〇〇さんの現状については学校とも情報を共有し」と請求人に対し回答しているのだから、実施機関は当該情報共有に係る記録等の何らかの文書を作成しているはずである。
- (3) 平成〇年〇月〇日に請求人と面談した際、当時の〇〇中学校長は手持ちした文書（メモ）を読み上げていたことから、実施機関が非開示の理由としている「請求のあった内容について記載した公文書は作成しておらず」との主張は失当である。
- (4) 学校側は、請求人の子の高校受験にあたり作成した副申書（開示資料番号 99）において、「学校の配慮に欠ける対応等により、2 年生での欠席が多く見られた」として、欠席を招いた原因が教員の不適切な言動等によるものであることを自ら認めているのだから、副申書の作成にあたりその基礎資料となった具体的な事情聴取記録等が存在するはずである。
- (5) 請求人は、実施機関に対し上記のような教員によるいじめ（体罰）等について調査を行うよう文書や電話及び口頭における問い合わせを再三行っており、実施機関ではそれを受けて打合せ、話し合い、会議、確認、事情聴取等の何らかの対応を行い、その記録を作成したはずである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

請求人からの開示請求を受けて実施機関において確認を行ったところ、平成〇年〇月の始業式の日請求人の子に対する δ 教諭の発言に関する記録としては、同年〇月〇日付けで請求人から提出された文書への回答のため、請求人からの訴えとそれに対する学校の実事認識、これまでの請求人とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実認識、これまでの経過等」（開示資料番号 95）が存在したことから、これを別途開示しているものの、当該文書にも記載があるとおり、〇〇中学校長が δ 教諭及び ε 養護教諭に個別に聴き取りを行った結果、 δ 教諭と ε 養護教諭が当日の下校時間やその方法を相談していた際に、請求人の子がその会話を聞いていたため「ここにいられたら困る」との趣旨の話をしたもので、請求人が主張するような「何時までいるんだ!」「いつ帰るんだ!」等の暴言ではなかったことを確認しており、このことは請求人に対しても同年〇月〇日に電話で説明している。

よって、 δ 教諭が請求人の主張するような不適切な指導及び言動を行ったとする顛末書や調査記録等の公文書は作成しておらず存在しない。

なお、請求人が審査請求書において言及している、平成〇年〇月〇日に〇〇中学校長が請求人と面談した際に参考とした手持ちメモは、「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）である。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

原処分以外で請求人に対し別途開示された文書のうち本件審査請求に関連する文書と、本件開示請求の背景となった事案は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば概ね次のとおりである。

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けで仙台市教育長、教育相談課長及び〇〇中学校長に対し、平成〇年〇月の当時請求人の子の担任であった α 教諭の請求人の子に対する発言等について事実関係の調査及び謝罪等を求める「通知書」を提出した。これを受け、〇〇中学校では校長が α 教諭から事情聴取するなどした上で、請求人の訴えと学校としての事実認識を対照表の形でまとめた「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）を作成し、教育相談課に報告を行った。教育相談課では、この報告を基に平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書（開示資料番号 6）により請求人に対し回答を行った。
- (2) 請求人の子の高校受験にあたり、〇〇中学校では同年〇月〇日付け「副申書」（開示資料番号 99）を作成し、志望先の高等学校へ提出した。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けで〇〇中学校長に対し、請求人の子の心身の不調について独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度に係る給付手続等を求める文書を提出した。これを受け、〇〇中学校では請求人からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）を作成した上で、請求人から別途提出された平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けの文書に対するものと併せて、平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書（開示資料番号 7）により請求人に対し回答を行った。

6 審議会の判断

(1) 実施機関に対する見分調査について

実施機関は、対象個人情報を記載した調査記録等の公文書は作成しておらず不存在であるとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し見分調査を行った。

見分調査は、令和 2 年 1 月 16 日及び翌 17 日に、〇〇中学校及び教育相談課執務室において、開示請求に係る個人情報の本人である請求人の子に関する記録を含む一連のファイルに綴られた文書、並びに同校及び同課において保存されている電磁的記録を対象として実施した。

しかしながら、調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には本件対象個人情報が記載された公文書を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 40 号)

年 月 日	内 容
令和 元. 9. 20	・ 諮問を受けた
元. 10. 23	・ 実施機関（教育局学校教育相談課）から弁明書の提出を受けた
元. 10. 24 (令和元年度第 7 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 10. 31	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
元. 11. 7	・ 請求人から反論書の提出を受けた
元. 11. 19 (令和元年度第 8 回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
元. 12. 26 (令和元年度第 9 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 1. 16 及び 2. 1. 17	・ 実施機関に対する見分調査を行った
2. 1. 28 (令和元年度第 10 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 3. 10 (令和元年度第 12 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った